

**手続名**

児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求

**手続説明**

・概要  
児童手当は、中学校卒業までの児童を養育している父母その他の保護者に対し、家庭における生活の安定と、次世代を担うお子さんの健やかな成長に資することを目的として支給される手当です。出生や転入などにより新たに手当の支給を受けるためには、請求手続きが必要です。

・対象者（請求者）  
富士見市に住民登録があり、中学校修了前（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある）の児童を養育する父母（主に生計を支えている方）その他の保護者

請求事由の具体例には次のようなものがあります。

- ・お子さんが生まれた（出生）
- ・市外から転入した（転入）
- ・公務員を退職した
- ・養子縁組をした（再婚による配偶者のお子さんとの養子縁組含む）
- ・単身赴任で海外に赴任していたが、帰国してお子さんを監護するようになった
- ・施設や里親に入所・措置されていた支給対象児童を監護するようになった
- ・海外で暮らしていたお子さんが転入し監護するようになった
- ・離婚をして支給対象児童と共に現在受給している人と別世帯になった（離婚協議中の別居含む）
- ・現在受給している人が受給できなくなったため新たに受給資格者となった（逮捕・拘禁や行方不明、亡くなったなど）
- ・配偶者からの暴力のため支給対象児童と共に現在受給している人と別居したなど

・提出期限  
出生・転入等、事由の発生した翌日から15日以内に手続きをしてください。

**必要書類**

・マイナンバー確認書類と本人確認書類  
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。  
[https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi\\_tetsuzuki/mynumber/mynumber/seido/mainanba201410.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber/seido/mainanba201410.html)

・「児童手当・特例給付認定請求書」又は「児童手当・特例給付額改定認定請求書」

・請求者の健康保険証のコピー

・請求者と配偶者のマイナンバー確認書類（個人番号カード、通知カード等）

・請求者の預金通帳など（振込先口座が確認できるもの）

※下記については、児童が請求者と異なる市区町村に居住している場合に必要となります。

- ・「児童手当・特例給付 別居監護申立書」
- ・児童のマイナンバーが確認できる書類（個人番号カード、通知カード等）

※その他請求事由により、必要となる書類がございますので、詳しくはお問い合わせください。

**手続詳細URL**

[https://www.city.fujimi.saitama.jp/kosodate\\_kyoiku/kosodate\\_oen/2017-1208-1037-97/2010-0528-1236-130.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/kosodate_kyoiku/kosodate_oen/2017-1208-1037-97/2010-0528-1236-130.html)

出張所での取扱い	木曜延長・休日開庁の取扱い
なし	あり